

御 所 市

障害者福祉のてびき



ゴセンちゃん

発 行 御 所 市

2025年4月

目 次

1. 相談等の窓口・・・・・・・・・・ 1

2. 障害者手帳・・・・・・・・・・ 3

- ・身体障害者手帳 ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

3. 医療・・・・・・・・・・ 6

- ・心身障害者医療 ・重度心身障害老人等医療
- ・精神障害者医療（手帳に係る分） ・後期高齢者医療制度への早期加入 ・自立支援医療（更生医療・育成医療） ・自立支援医療（精神通院）
- ・精神障害者医療費助成（精神通院） ・難病事業（特定疾病医療） ・小児慢性特定疾病医療
- ・奈良県身体障害者歯科衛生診療所

4. 障害福祉サービス等の利用・・ 10

- ・障害福祉サービス ・移動支援 ・日中一時支援
- ・介護保険制度の介護サービス

5. 補装具・日常生活用具・住宅改修・・ 13

- ・補装具 ・日常生活用具 ・小児慢性特定疾病児の日常生活用具 ・住宅改修

6. 手当・年金・・・・・・・・・・ 17

- ・特別児童扶養手当 ・障害児福祉手当 ・児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害年金 ・心身障害者扶養共済制度・(軽)自動車税（種別割・環境性能割）の減免
- ・(軽)自動車税減免のための生計同一証明書
- ・事業税の控除 ・バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額 ・保育所保育料の減額

7. 税金の優遇制度等・・・・・・・・ 19

- ・所得税／住民税の控除 ・相続税の控除
- ・(軽)自動車税（種別割・環境性能割）の減免
- ・(軽)自動車税減免のための生計同一証明書
- ・事業税の控除 ・バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額 ・保育所保育料の減額

8. 公共料金の割引等・・・・・・・・ 22

- ・鉄道運賃の割引 ・バス運賃の割引
- ・航空運賃の割引 ・有料道路料金の割引
- ・タクシー運賃の割引 ・NHK放送受信料の減免
- ・携帯電話料金の割引 ・NTT 番号案内の無料取扱い ・点字郵便物の無料扱い

9. 耳や目の不自由な方のための コミュニケーション支援等・・ 26

- ・手話通訳者／要約筆記者の派遣 ・聴導犬の貸与
- ・メール／FAX110 番 ・ネット／FAX119 番
- ・声の広報 ・中途失明者等生活訓練事業
- ・盲導犬の貸与 ・点字図書の給付
- ・即時情報ネットワーク事業

10. その他・・・・・・・・・・ 28

- ・消防への情報提供 ・駐車禁止除外指定車標章の交付 ・車椅子の貸出 ・奈良県おもいやり駐車場制度 ・自動車改造費の助成 ・成年後見制度
- ・介助犬の貸与 ・郵便等による不在者投票
- ・障害者福祉に関する自主団体 ・災害時 ・ヘルプマーク

1. 相談等の窓口

I 障害者（児）等の一般相談窓口

社会福祉法人 御所市社会福祉協議会

身体・知的・精神に障がいのある方および難病患者の方の生活や福祉についての相談窓口です。
御所市が相談支援事業を委託しています。

〒639-2236 御所市 7 6 0 - 3

TEL 0 7 4 5 - 6 3 - 2 4 5 7 FAX 0 7 4 5 - 6 3 - 2 4 8 0

II 相談・申請窓口

(1) 御所市役所 福祉課 障害福祉係

障害者福祉に関する各種申請の窓口です。

〒639-2298 御所市 1 - 3 （市役所本館 1 階）

TEL 0 7 4 5 - 6 2 - 3 0 0 1 （内線 5 1 3） FAX 0 7 4 5 - 6 2 - 3 0 2 2

(2) 奈良県身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所

身体・知的障害のある方のための専門的相談・指導を行います。

1 8 歳以上の方の療育手帳の判定も行っています。

〒636-0393 磯城郡田原本町大字多 7 2 2 奈良県総合リハビリテーションセンター内

TEL 0 7 4 4 - 3 2 - 0 2 1 0 FAX 0 7 4 4 - 3 2 - 0 6 5 0

(3) 奈良県中和保健所

専門医による療育相談等の障害の早期発見、特定疾患・結核患者等の公費負担、精神保健福祉相談員・保健師等による精神疾患、アルコール依存症、認知症等の福祉の相談などを行っています。

〒634-8507 橿原市常磐町 6 0 5 - 5

母子保健対策係 0 7 4 4 - 4 8 - 3 0 3 5 難病対策係 0 7 4 4 - 4 8 - 3 0 3 6

精神保健係 0 7 4 4 - 4 8 - 3 0 3 8

◎指定難病・小児慢性特定疾病・肝炎医療関連等の公費負担申請受付及び医療安全相談業務は下記窓口です。

奈良県中和保健所高田出張所

〒635-0085 大和高田市片塩町 1 2 番 5 号 大和高田市市民交流センター（コスモプラザ）3 階

TEL 0 7 4 5 - 5 1 - 8 1 3 3 FAX 0 7 4 5 - 5 1 - 6 3 1 1

(4) 奈良県高田こども家庭相談センター

児童に関する相談窓口です。18 歳未満の方の療育手帳の判定も行っています。

〒635-0095 大和高田市大中 1 7 - 6

TEL 0 7 4 5 - 2 2 - 6 0 7 9 FAX 0 7 4 5 - 2 3 - 5 5 2 7

(5) 御所市こども家庭センター

児童に関する相談窓口です。児童の福祉サービスに関する相談も行っています。

〒639-2237 御所市 7 7 4 - 1 （いきいきライフセンター内）

TEL 0 7 4 5 - 6 2 - 4 5 1 2 FAX 0 7 4 5 - 6 2 - 9 1 8 0

(6) 障害者相談員、民生委員・児童委員

障害をお持ちの方や、ご家族からの相談を受け、関係機関と連携を図ります。

詳しくは、福祉課もしくは自治会長におたずね下さい。

(7) 奈良県障害者 110 番ホットラインほほえみ

障害者とその家族を対象に、生命・身体、仕事や家庭での悩みごと、財産・金銭問題など、障害者の様々な相談に応じます。

〒634-0061 橿原市大久保町 3 2 0 - 1 1 奈良県社会福祉総合センター内

TEL・FAX 0 7 4 4 - 2 9 - 0 1 5 9

〈電話及び面接相談〉毎週月曜日～金曜日 午前 10:00～午後 2:00

(休み：土日祝日・年末年始・夏季休暇)

(8) 雇用・就労等相談

大和高田公共職業安定所 (ハローワーク)	〒635-8585 大和高田市池田 5 7 4 - 6 TEL 0745-52-5801 FAX 0745-53-4181	職業紹介等職業に関する相談に応じています。特に専門の職員が配置されていて、障害者の職業問題についてきめ細やかな相談に応じています。
奈良県障害者職業センター	〒630-8014 奈良市四条大路 4 - 2 - 4 TEL 0742-34-5335 FAX 0742-34-1889	ハローワークと協力して、障害者の就職に向けた相談、職業能力の評価、就職前の準備訓練から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の状況に応じた支援を行います。
なら中和障害者 就業・生活支援センター 「ブリッジ」	〒634-0812 橿原市今井町 2 - 9 - 1 9 今井長屋 1 TEL 0744-23-7176 FAX 0744-23-7176	職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障害をおもちの方に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、必要な指導、助言、その他の支援を行います。

Ⅲ その他の相談窓口

奈良県高次脳機能障害支援センター	〒636-0393 磯城郡田原本町大字多 7 2 2 奈良県総合リハビリテーションセンター内 TEL 0744-32-0205 FAX 0744-32-0205	外傷性脳損傷や脳血管障害などの後遺症で日常生活に支障をもたらす高次脳機能障害についての相談を行っています。
発達障害支援センター 「でいあー」	〒636-0393 磯城郡田原本町大字多 7 2 2 奈良県総合リハビリテーションセンター内 TEL 0744-32-8760 FAX 0744-32-8761	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等がある方とその家族等に対する支援を行います。

2. 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳

窓口：市役所福祉課障害福祉係

身体に障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。認定されると、奈良県から手帳が交付されます。

◆対象となる障害・等級

※障害が重度なほど等級の数字が小さくなります。

障害種別		区分	第1種	第2種
身体障害者 (児)		視覚障害	1級～3級、4級の一部	4級の一部、5級～6級
		聴覚障害	2級、3級	4級、6級
		平衡機能障害		3級、5級
		音声・言語・そしゃく機能障害		3級、4級
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の一部	2級の一部、3級～7級
		下肢機能障害	1級～2級、3級の一部	3級の一部、4級～7級
		体幹機能障害	1級～3級	5級
		脳原性運動機能障害（上肢障害）	1級～2級	3級～7級
		脳原性運動機能障害（移動障害）	1級～3級	4級～7級
	内部障害	心臓機能障害	1級、3級、4級	
		じん臓機能障害	1級、3級、4級	
		呼吸器機能障害	1級、3級、4級	
		ぼうこう・直腸機能障害	1級、3級	4級
		小腸機能障害	1級、3級、4級	
		免疫機能障害	1級～4級	
		肝臓機能障害	1級～4級	

※7級単独では、手帳交付の対象にはなりません。

◆主な手続きと持ち物

全ての手続きに必要なもの

- ・マイナンバー（個人番号）確認書類
- ・申請者の印かん（代理人の場合）
- ・身元確認書類（窓口に来られる人）

各種手続きに必要なもの

申請内容	診断書	顔写真	手帳
初めての手帳申請	○	○	—
障害の等級変更	○	○	○
障害の追加	○	○	○
手帳の紛失・盗難	—	○	—
手帳の破損	—	○	○
氏名・住所変更	—	—	○
死亡されたとき	—	—	○

診断書…指定医師が作成した身体障害者用診断書（原本）

※用紙・指定医については窓口にお尋ねください。県ホームページにも掲載されています。

顔写真…1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）

※無帽で1年以内の撮影、本人と確認できるもの。

※手続きされていない場合、サービス等に支障が出る場合があります。

◆有効期限について

身体障害者手帳には基本的に有効期限はありません。

ただし、心臓機能障害でペースメーカー及び体内植え込み型除細動器（ICD）を入れた方（先天性疾患は除く）、肝臓機能障害または3歳未満の人は再認定が指定される場合があります。

(2) 療育手帳

窓口：市役所福祉課障害福祉係

知的障害のある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。認定されると、奈良県から手帳が交付されます。

◆等級などについて

障害の程度によってA1（最重度）、A2（重度）、B1（中程度）、B2（軽度）の区分が記載されます。

◆新規申請（判定機関での判定が必要になります。）

- 1 8歳未満の方…高田こども家庭相談センターにご相談ください。（予約必要）
- 1 8歳以上の方…福祉課障害福祉係にご相談ください。福祉課でお話を伺ったあと、奈良県知的障害者更生相談所で判定を受けていただきます。

◆手続きについて

全ての手続きに必要なもの

- ・申請者の印かん（代理人の場合）
- ・身元確認書類（窓口に来られる人）

各種手続きに必要なもの

申請内容	必要なもの		
	顔写真	マイナンバー確認書類	手帳
初めての手帳申請	○	○	—
障害の程度変更	○	—	○
手帳の紛失・盗難	○	—	—
手帳の破損	○	—	○
氏名・住所変更	—	△（※）	○
死亡されたとき	—	—	○

顔写真…1枚

（タテ4cm×ヨコ3cm。

無帽で3ヵ月以内の撮影、
本人と確認できるもの）

※氏名・住所変更等により、新たに手帳を作りなおす場合は、写真が必要となります。

※手続きされていない場合、サービス等に支障が出る場合があります。

※県外から転入された場合は必要です。

◆（再）判定について

療育手帳は数年に一度判定を受け直す必要があります。交付された手帳「次の判定年月日」が記載されている方は判定機関で（再）判定を受けてください。（障害の状況が大きく変化した場合は、「次の判定年月日」を待たずに判定を受けられる場合があります。）「次の判定年月日」が近づいたら、電話等で直接判定機関に予約を取ってください。障害の区分が変わった場合は、受けていただく制度やサービスが変わる可能性がありますので、福祉課障害福祉係にご相談下さい。

なお、障害の程度がBからA（AからB）に変わった場合は、手帳の再交付申請をしてください。

(3) 精神障害者保健福祉手帳

窓口：市役所福祉課障害福祉係

精神に障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。県精神保健福祉センターで認定されると手帳が交付されます。

◆等級

障害の程度に応じて1、2、3級（重度なほど等級の数字が小さい）の区分があります。

◆有効期限

手帳の有効期限は基本2年で、手帳に有効期限が記載されます。

有効期限が満了する日の3ヵ月前から更新申請ができます。

◆主な手続きと持ち物

全ての手続きに必要なもの

- ・マイナンバー（個人番号）確認書類
- ・申請者の印かん（代理人の場合）
- ・身元確認書類（窓口に来られる人）

新規手続きに必要なもの

①次のいずれかの書類

◇診断書による申請（原本）

「精神障害者保健福祉手帳用診断書」

※初診年月日から6か月以上経過した日付の診断書で作成日から3ヵ月以内のもの

診断書用紙は福祉課障害福祉係にあります。

◇障害年金証書による申請（コピー可）

または「年金裁定通知書」「直近の年金振込（支払）通知書」

◇特別障害給付金受給資格者証による申請（コピー可）

または「特別障害給付金支払決定通知書」「直近の国庫金振込（送金）通知書」

②顔写真

（タテ4cm×ヨコ3cmで1年以内に撮影されたもの。正面向き、無帽、無背景、顔が写真全長の3分の2程度で、本人を確認できるもの）

※特段の事情があり写真貼付を希望されない場合は不要。（一部サービスに差異あります。）

※更新申請で手帳の再交付を必要としない場合は不要。

【その他の申請】

- ・更新：既存の精神障害者保健福祉手帳がさらに必要
- ・住所変更：①②は不要、既存の精神障害者保健福祉手帳が必要
- ・氏名変更：①は不要、既存の精神障害者保健福祉手帳が必要（新規手帳を交付）
- ・紛失による再交付：①は不要

※手続きがされないとサービスに支障がでる場合があります。

3. 医療

(1) 心身障害者医療費助成制度

窓口：市役所保険課保険第2係

(後期高齢者医療被保険者は…**重度心身障害老人等医療費助成制度**)

重度の障害のある方を対象に、医療機関等にかかった時の自己負担の一部が助成されます。

◆対象 医療保険加入者で 身体障害者手帳1・2級 または 療育手帳A1・A2

◆概要

医療保険の対象となる医療費の自己負担額から下の一部負担金を差し引いた金額が指定された金融機関に振り込まれます。

一部負担金	通院 1医療機関につき	月500円 (調剤薬局は一部負担金なし)
	入院 1医療機関につき	月1,000円 (14日未満の場合は500円)

※令和7年8月診療分より、0歳～18歳(最初の3月31日まで)は上記の一部負担金の負担が不要となります。

◆手続き

保険課に申請し、受給資格証の交付を受け、医療機関に提示してください。

(後期高齢者医療被保険者は受給資格証の交付はありません。医療機関での提示は不要です。)

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・ご加入の医療保険の資格情報がわかるもの
- ・通帳など振込口座がわかるもの
- ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの
- ・申請に来られる方の本人確認書類(顔写真付きは1点、顔写真がない場合は2点)

※最近転入された等の場合、課税証明書又は非課税証明書(本人・家族・扶養義務者分)が必要になる場合があります。また、マイナンバーを用いての照会もできます。希望される場合は、同意書に必要事項を自署していただく必要があります。

※本人・家族・扶養義務者の所得によっては受けられない場合があります。

(2) 精神障害者医療費助成制度(手帳に係る分)

窓口：市役所福祉課障害福祉係

精神の障害のある方を対象に、医療機関等にかかった時の自己負担の一部が助成されます。

◆対象 医療保険加入者で 精神障害者保健福祉手帳1・2級

◆概要

医療保険の対象となる医療費の自己負担額から下の一部負担金を差し引いた金額が指定された金融機関に振り込まれます。

一部負担金	通院 1医療機関につき	月500円 (調剤薬局は一部負担金なし)
	入院 1医療機関につき	月1,000円 (14日未満の場合は500円)

◆手続き

福祉課に申請し、受給資格証の交付を受け、医療機関に提示してください。

(後期高齢者医療被保険者は受給資格証の交付はありません。医療機関での提示は不要です。)

◆申請に必要なもの

- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・ご加入の医療保険の資格情報がわかるもの
- ・申請者の印かん(代理人の場合)
- ・通帳など振込口座がわかるもの
- ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの
- ・申請に来られる人の本人確認書類(顔写真付きは1点、顔写真が無い場合は2点)

※最近転入された等の場合、課税証明書又は非課税証明書(本人・家族・扶養義務者分)が必要になる場合があります。また、マイナンバーを用いての照会もできます。希望される場合は、同意書に必要事項を自署していただく必要があります。

※本人・家族・扶養義務者の所得によっては受けられない場合があります。

(3) 後期高齢者医療制度への早期加入

窓口：市役所保険課保険第2係

65歳から74歳までの年齢の方で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度に加入できます。

(75歳以上の方は障害の有無に関わらず後期高齢者医療制度の対象です)

◆対象

- ・身体障害者手帳 1級～3級。音声・言語障害4級。下肢機能障害4級1号・3号・4号。
- ・療育手帳 A1・A2
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級

◆概要

保険料や医療機関の窓口で支払う自己負担の割合が所得に応じて決定されます。

※保険課窓口で現在加入されている医療保険と比較した上で加入できます。

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・ご加入の医療保険の資格情報がわかるもの
- ・通帳などの振込口座のわかるもの ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ・申請に来られる方の本人確認書類（顔写真付きは1点、顔写真がない場合は2点）
- ・通帳届出印（保険料口座振替の為）

(4) 自立支援医療（更生医療・育成医療）

窓口：市役所福祉課障害福祉係

【更生医療】

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方が、当該障害に対し、確実な治療効果が期待される医療を受ける場合に限り、医療費の自己負担分が一部公費で負担されます。

＜対象となる医療例＞

人工透析、ペースメーカー植込術、人工関節置換術、冠動脈バイパス術、抗HIV療法、腎移植、腎移植後の抗免疫療法、肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法 等

(医療に対応する部位が身体障害者手帳で認定されている必要があります。)

【育成医療】

身体に障害・疾病があり、放置すれば将来に障害を残すと認められる18歳未満の児童で、手術等の外科的治療により確実な治療効果を期待できる場合、医療費自己負担を軽減する制度があります。

◆概要

認定されると対象医療に関する医療費の自己負担額が原則1割になります。また、1ヵ月あたりの自己負担額に上限が設けられる（一定金額以上は払わなくてよくなる）場合があります。

※疾病や所得等の状況に応じて受給の可否、自己負担上限額は異なります。

※制度を利用できるのは、指定を受けた医療機関に限られます。

◆新規申請に必要なもの

- ・所定の意見書（医療機関にて作成。用紙が必要な場合は福祉課等でお受け取りください。）
- ・ご加入の医療保険の資格情報がわかるもの（同一保険加入者全員分。社保は本人及び被保険者分。）
- ・特定疾病療養受療証（受給者のみ） ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの
- ・申請者の印かん（代理人の場合） ・身元確認書類（窓口に来られる人）

※非課税世帯は障害年金・障害者手当書類（受給者）、最近転入された場合は課税証明書等が必要。

(5) 自立支援医療（精神通院）

窓口：市役所福祉課障害福祉係

精神疾患で通院による医療が継続的に必要な場合、医療費の自己負担分が一部公費で負担されます。

◆概要

認定されると精神通院医療に関する医療費の自己負担分が原則 1 割になります。また、1 ヶ月あたりの自己負担額に上限が設けられる（一定金額以上は払わなくてもよくなる）場合があります。

※疾病や所得等の状況に応じて受給の可否、自己負担上限額は異なります。

※制度を利用できるのは、指定を受けた医療機関に限られます。

◆新規申請に必要なもの

- ・ 所定の診断書（医療機関にて作成。用紙が必要な場合は福祉課等でお受け取りください。）
- ・ ご加入の医療保険の資格情報がわかるもの（同一保険加入者全員分。社保は本人及び被保険者分。）
- ・ マイナンバー（個人番号）がわかるもの ・ 申請者の印かん（代理人の場合）
- ・ 身元確認書類（窓口に来られる人）

※非課税世帯は障害年金・障害者手当書類（受給者）、最近転入された場合は課税証明書等が必要。

(6) 精神障害者医療費助成制度（精神通院医療）

窓口：市役所福祉課障害福祉係

自立支援医療（精神通院医療）を利用して医療機関にかかった際の自己負担の一部が助成されます。

◆対象

自立支援医療（精神通院医療）の受給者

ただし、社会保険各法の被保険者[本人]、他の医療助成（精神障害者医療費助成制度、心身障害者医療費助成制度、重度心身障害者老人等医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度、子ども医療費助成制度等）の利用者は対象外。 ※所得制限があります。

◆概要

自立支援医療（精神通院医療）を利用して医療機関や薬局等で支払った自己負担額から月 5 0 0 円を超えた金額（薬局は全額）が指定された金融機関に振り込まれます。

◆申請に必要なもの

- ・ 助成金申請書（医療機関や薬局で月ごとに証明。用紙は福祉課等でお受け取りください。）
- ・ 印かん ・ 通帳など振込口座のわかるもの

※社会保険各法の被扶養者[家族]は、課税証明書などが必要になる場合があります。

(7) 難病事業（特定疾病医療）

窓口：奈良県中和保健所高田出張所

原因不明で治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、スモン・ベーチェット病など指定された疾患について、医療費自己負担を軽減する制度があります。

中和保健所高田出張所

〒635-0085 大和高田市片塩町 1 2 番 5 号 大和高田市市民交流センター（コスモプラザ）3 階

TEL 0 7 4 5 - 5 1 - 8 1 3 3 FAX 0 7 4 5 - 5 1 - 6 3 1 1

(8) 小児慢性特定疾病医療

窓口：奈良県中和保健所高田出張所

児童の慢性疾患のうち悪性新生物・慢性腎疾患など指定された疾患群について、医療費自己負担を軽減する制度があります。詳しくは奈良県中和保健所高田出張所にお問合せください。

中和保健所高田出張所

〒635-0085 大和高田市片塩町 1 2 番 5 号 大和高田市市民交流センター（コスモプラザ）3 階

TEL 0 7 4 5 - 5 1 - 8 1 3 3 FAX 0 7 4 5 - 5 1 - 6 3 1 1

(9) 奈良県身体障害者歯科衛生診療所

窓口：奈良県身体障害者歯科衛生診療所

一般の診療所では治療が困難な障害者（児）のために歯科診療や相談を行っています。

場所は奈良県社会福祉総合センター内にあります。（近鉄畝傍御陵前駅の東側近く）

◆診療日

月曜・水曜・木曜・金曜（午前）9時～11時半 （午後）1時～3時半

※日曜の診療は月2回程度（午後1時～午後3時半）

◆受付日

月曜・水曜・木曜・金曜（午前9時～午後5時）

◆手続の概要

予約が必要です。申込書をFAX等で奈良県身体障害者歯科衛生診療所に送ってください。

申込書は奈良県公式ホームページからダウンロードできます。

FAXやパソコンの利用が困難な方は、福祉課障害福祉係より申し込みますのでご相談ください。

○奈良県身体障害者歯科衛生診療所

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター2F

TEL 0744-29-0115 FAX 0744-29-0116

○御所市役所 福祉課障害福祉係

TEL 0745-62-3001 FAX 0745-62-3022

4. 障害福祉サービス等の利用

(1) 障害福祉サービス

窓口：市役所福祉課障害福祉係

身体障害、知的障害、精神障害や難病等により、障害のある方の障害程度や、勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ個別に支給決定が行われます。大きく分けて介護給付と訓練給付があります。[※障害福祉サービスに相当する介護保険制度のサービスがある場合には、基本的に、当該介護保険サービスを優先して受けることになります。]

◆サービス内容

◇訪問系サービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事、通院等の援助
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は、知的障害者、若しくは、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする人に自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事、外出時における移動支援などを総合的支援
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供・移動の援護その他外出する際の必要な援助
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に居宅介護など複数のサービスを包括的に支援

◇日中活動系サービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供
訓練等給付	自立訓練 〈機能訓練 ・生活訓練〉	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練
	就労継続支援 〈A型・B型〉	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練

◇居住系サービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護など
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助

◇その他のサービス

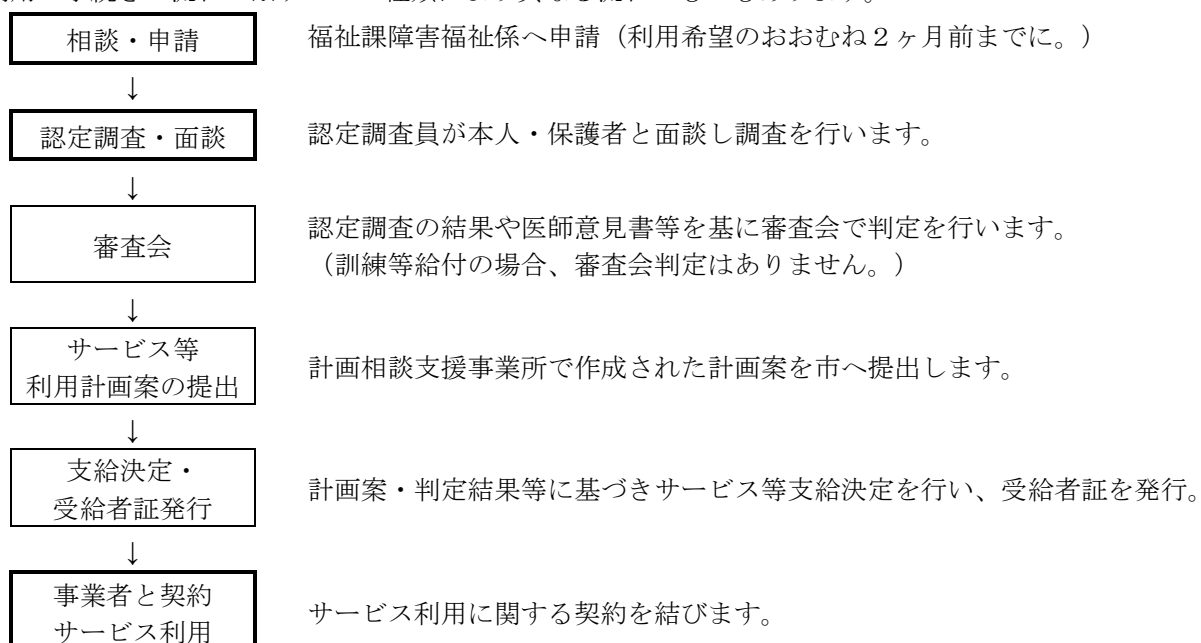
給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護など
訓練等給付	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般企業などに就労した人に、一定期間、企業や関係機関等との連絡調整等
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人に、一定期間、定期的な巡回訪問や必要な助言、連絡調整等

◇障害児支援

給付の種類	サービスの名称	内 容
障害児通所給付	児童発達支援	未就学の障害のあるこどもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援
	医療型児童発達支援	肢体不自由のあるこどもに、機能訓練や治療、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援
	放課後等デイサービス	就学している障害のあるこどもに、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難なこどもに、居宅を訪問して発達支援
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のあるこどもの、障害児以外のこどもとの集団生活への適応のための専門的な支援など、必要な支援

※その他のサービスもありますので、福祉課障害福祉係にお問い合わせください。

■利用の手続きの流れ ※サービス種類により異なる流れのものもあります。



(2) 移動支援

窓口：市役所福祉課障害福祉係

屋外での移動が困難な方のためヘルパーが付き添いで移動を支援します。余暇活動のための移動に限ります。ただし、介護給付における外出支援（通院等介助、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援）が優先され、原則、併給は不可です。また、通学、通所、通勤には利用できません。

- ◆対象 ・身体障害者手帳の交付を受けた全身性障害、視覚障害の方
・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

(3) 日中一時支援

窓口：市役所福祉課障害福祉係

介護する家族の負担を一時的に軽減するため、障害のある方を障害者支援施設が預かります。泊を伴わない日中の一時預かりです。

- ◆対象 身体障害者手帳または療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けた方
※介護保険制度対象者は、日中一時支援の対象となりません。

(4) 介護保険制度の介護サービス

窓口：市役所介護保険課認定給付係

介護保険制度で受けられる介護サービスがあります。

- ◆対象 ・65歳以上の方で、介護が必要であると認定された方
・40歳から64歳の方で、特定疾病により介護が必要であると認定された方

介護保険対象となる16種類の特定疾病

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ ○筋萎縮性側索硬化症 ○後縦靱帯骨化症 ○骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症 ○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ○脊柱管狭窄症 ○早老症 ○多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ○脳血管疾患 ○閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患 ○両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

◆手続きの概要

介護保険制度の介護サービスを利用するためには、介護保険課にて「要介護認定」・「要支援認定」の申請をすることが必要です。申請すると訪問調査や審査等を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決まります。

◆介護保険給付（サービス）

- ・「要介護者」には、介護の必要程度に応じた居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスを受けることができます。
- ・「要支援者」には、支援の必要程度に応じた介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防・日常生活支援総合事業を受けることができます。（施設サービスはありません）

5. 補装具・日常生活用具・住宅改修

(1) 補装具

窓口：市役所福祉課障害福祉係

障害のある部分の機能を補うもので、日常生活を容易にするため必要に応じて、購入・修理・借受けにかかる費用を給付します。原則、費用の1割が自己負担額となります。

ただし、購入・修理前に申請手続きが必要になります。既に購入・修理されたものについては給付できません。

※介護保険制度の福祉用具に同じ品目がある場合で、既製品で対応できるものについては、介護保険制度が優先されます。（歩行補助つえ・歩行器・車いす・電動車いすなど）。

◆対象となる障害と品目

障害の部位や等級など品目ごとに条件があります。詳細はお問い合わせください。

対 象	品 目
視覚障害	・盲人安全つえ ・義眼 ・矯正眼鏡 ・遮光眼鏡 ・コンタクトレンズ・弱視眼鏡
聴覚障害	・補聴器
肢 体 不 自 由	・義肢 ・装具 ・歩行補助つえ（一本杖を除く） ・歩行器 ・車いす（原則として下肢・体幹1級～3級） ・電動車いす（電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない場合のみ） ・座位保持装置 ・重度障害者用意思伝達装置 ▽以下は18歳未満のみ ・排便補助具 ・座位保持いす ・起立保持具 ・頭部保護帽
難 病 患 者 等	・車いす ・電動車いす ・歩行器 ・意思伝達装置 ・整形靴

※心臓・呼吸器機能障害により日常的に車いすが必要な場合、車いす、電動車いすが対象となる場合があります。

※補装具の品目ごとに耐用年数が決められており、原則として、再支給（購入）は耐用年数を過ぎた場合に限りします。

◆利用者負担の概要

利用者の負担は、原則、購入・修理に係る費用の1割です。

所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額が設定されます。

品目ごとに基準額があり購入する補装具の金額が基準額を超える場合、差額分は全額自己負担となります。

◆申請に必要なもの

- ・障害者手帳 ・見積書 ・申請者の印かん（代理人の場合）
- ・医師の意見書や処方箋が必要になる場合もあります。

(2) 日常生活用具

窓口：市役所福祉課障害福祉係

障害のある方の日常生活を容易にするための用具（日常生活用具）の購入に係る費用を給付します。
（原則、購入に係る費用の１割が自己負担額となります。）

◆対象となる障害と品目

障害の部位や等級など品目ごとに条件があります。詳細はお問い合わせください。

障害	品 目	対 象 者
肢 体 不 自 由 及 び 平 衡 機 能 障 害	特殊寝台	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害２級以上
	特殊マット	(1) ３歳以上の１８歳未満の下肢又は体幹機能障害２級以上 (2) １８歳以上の下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者）
	特殊尿器	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害１級で常時介護を要する者
	入浴担架	３歳以上の下肢又は体幹機能障害２級以上（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者）
	体位変換器	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害２級以上（下着の交換等に当たって家族等他人の介助を要する者）
	移動用リフト	３歳以上の下肢又は体幹機能障害２級以上
	訓練椅子	３歳以上１８歳未満の下肢又は体幹機能障害２級以上
	訓練用ベッド	学齢児以上の下肢又は体幹機能障害２級以上
	入浴補助用具	３歳以上の下肢又は体幹機能障害者で入浴に介助を必要とする者
	便器	学齢時以上の下肢又は体幹機能障害２級以上
	T字状・棒状つえ	学齢児以上の平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者（児）
	移動・移乗支援用具	３歳以上の平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有する者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者
	頭部保護帽	平衡機能、下肢もしくは体幹機能障害を有し、頻繁に転倒する者（児）
	特殊便器	学齢児以上の上肢障害２級以上及び上肢機能に障害のある者（児）で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者
	携帯用会話補助装置	学齢児以上の肢体不自由者（児）又は音声機能もしくは言語機能障害者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有する者
	情報・通信支援用具	学齢児以上の上肢障害２級以上の者（児）
視 覚 障 害	紙おむつ等	脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、必要と認められる者
	収尿器	下肢又は体幹機能障害を有し、高度の排尿機能障害の者（児）
	電磁調理器	１８歳以上の視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	歩行時間延長信号機用小型送信機	学齢児以上の視覚障害２級以上の者（児）
	盲人用体温計（音声式）	学齢児以上の視覚障害２級以上の者（児）（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	盲人用体重計	学齢児以上の視覚障害２級以上の者（児）（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	情報・通信支援用具	学齢児以上の視覚障害２級以上の者（児）
	点字ディスプレイ	視覚障害２級以上の身体障害者（児）
	点字器	学齢児以上の視覚障害２級以上の者（児）
	点字タイプライター	学齢児以上の視覚障害２級以上の者（児）（本人が就労もしくは就学している又は就労が見込まれる者に限る。）
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	学齢児以上の視覚障害２級以上の者（児）
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	学齢児以上の視覚障害２級以上の者（児）

障 害	視覚障害者用拡大読書器	学齢児以上の視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読む又は聞くことが可能になる者（児）
	盲人用時計	学齢児以上の視覚障害 2 級以上の身体障害者（児）
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置	18 歳以上の聴覚障害 2 級の身体障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）
	聴覚障害者用通信装置	学齢児以上の聴覚障害者又は発声、発語に著しい障害を有する者・児であって、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要と認められる者
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者（児）
機能臓	透析液加温器	3 歳以上のじん臓機能障害 3 級以上の者（児）で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者
呼吸機能	ネブライザー 電気式たん吸引器	学齢児以上の呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の者（児）であって必要と認められる者
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者
音声・言語	携帯用会話補助装置	学齢児以上の肢体不自由者（児）又は音声機能もしくは言語機能障害者（児）であって、発声・発語に著しい障害を有する者
	人工喉頭	喉頭摘出者
ぼうこう・直腸	ストーマ装具（消化器系）	直腸機能障害 4 級以上の者であって、必要と認められる者
	ストーマ装具（尿路系）	ぼうこう機能障害 4 級以上の者であって、必要と認められる者
全身障害	火災警報器	障害等級 2 級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者（児）
	自動消火器	障害等級 2 級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者（児）
知的障害	特殊マット	3 歳以上の A1・A2 の知的障害者（児）
	頭部保護帽	A1・A2 の知的障害者（児）（頻繁に転倒する者）
	特殊便器	A1・A2 の知的障害者（児）で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者
	火災警報器	A1・A2 の知的障害者・児（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	自動消火器	A1・A2 の知的障害者・児（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	電磁調理器	18 歳以上の A1・A2 の知的障害者（知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
難病患者等	特殊便器	学齢児以上の上肢機能に障害のある者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者
	訓練用ベッド	学齢児以上の体幹機能に障害のある者
	入浴補助用具	3 歳以上の入浴に介助を必要とする者
	自動消火器	（火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者
	ネブライザー又は電気式たん吸引器	学齢児以上及び呼吸機能に障害のある難病患者等であって必要と認められる者
	移動用リフト	3 歳以上の下肢又は体幹機能に障害のある者
	移動・移乗支援用具	3 歳以上の下肢が不自由な者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者
	ベンチ	学齢時以上の常時介護を要する者
	特殊マット	3 歳以上の寝たきりの状態にある者
	特殊寝台	学齢児以上の寝たきりの状態にある者
	特殊尿器	学齢児以上の自力で排尿できない者。
	体位変換器	学齢児以上の寝たきりの状態にある者

◆利用者負担の概要

利用者の負担は、原則購入に係る費用の1割です。

所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額（一定額以上払わなくてよくなる額）が設定されます。

（品目ごとに基準額があり、購入する用具の金額が基準額を超える場合、差額分は全額自己負担。）

◆申請に必要なもの

- ・障害者手帳 ・見積書 ・申請者の印かん（代理人の場合）
- ・意見書などが必要になる場合もあります。必ず申請前に電話等でお問い合わせください。

◆注意事項

- ・必ず購入前に申請手続きをしてください。既に購入されたものについては給付できません。
- ・介護保険制度で同じ品目がある場合には、介護保険制度が優先されます。
- ・日常生活用具の種類に応じて耐用年数があります。再支給は耐用年数を過ぎた場合に限りです。
- ・修理に関する給付はありません。

(3) 小児慢性特定疾病児の日常生活用具

窓口：市役所福祉課障害福祉係

在宅で療養が可能な小児慢性特定疾病児に日常生活用具を給付します。

◆対象 小児慢性特定疾病医療を受けていて在宅療養可能な方

◆種目 品目ごとに条件があります。詳細はお問い合わせください。

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベルト、紫外線カットクリーム、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻

(4) 住宅改修

窓口：市役所福祉課障害福祉係

在宅の肢体不自由の方が現に居住する住宅の改修にかかった費用を給付します。

◆対象となる障害と改修内容

対 象	改 修 内 容
肢体不自由1級～3級 〔下肢、体幹、移動機能〕 難病患者等	・手すりの取り付け ・段差の解消 ・滑り防止または移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取り替え ・洋式便器等への便器の取り替え ・その他上記に付帯して必要となる住宅改修
肢体不自由1級・2級 〔上肢〕	・特殊便器の取り替え

◆利用者負担の概要

利用者の負担は、原則改修にかかる費用の1割です。

所得に応じて負担上限額が設定されます。

改修額は20万円を限度とし、その額を超える場合、差額分は全額自己負担となります。

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳 ・申請者の印かん（代理人の場合） ・見積書
- ・工事図面 ・改修前及び改修後の写真（日付が入ったもの）

◆その他

- ・必ず改修前に申請手続きをしてください。既に改修されたものについては給付できません。
- ・介護保険制度の住宅改修が優先されます。
- ・給付は原則として生涯1回限りです。

6. 手当・年金

※申請には障害者手帳とは別の診断書が必要になる場合が多く、他にも多くの書類が必要です。
詳しくは各窓口にお問い合わせください。

(1) 特別児童扶養手当

窓口：市役所子育て推進課子育て推進係

◆対象 中程度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している方

※受けられない場合

- ・請求者やその同居の親族に一定以上の所得がある
- ・対象児童が施設などに入所している
- ・対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができる

(2) 障害児福祉手当

窓口：市役所福祉課障害福祉係

◆対象 重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護が必要な児童（20歳未満の方）

※受けられない場合

- ・対象児童やその家族に一定以上の所得がある
- ・対象児童が施設などに入所している
- ・対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができる

(3) 児童扶養手当

窓口：市役所子育て推進課子育て推進係

◆対象 （障害に伴う場合）重度の障害を有する父（母）のいる児童を監護する母（父）

※受けられない場合

- ・請求者やその同居の親族に一定以上の所得がある
- ・対象児童が施設などに入所している
- ・請求者が児童扶養手当額以上の障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している
- ・対象児童が父（母）の受けている公的年金の加算対象となっている
（額によって一部支給となります）

(4) 特別障害者手当

窓口：市役所福祉課障害福祉係

◆対象 自宅で生活している方で、重度な障害（概ね1、2級の障害）が2つ以上ある方で、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の方

※受けられない場合

- ・本人やその家族に一定以上の所得がある
- ・本人が施設などに入所している
- ・本人が病院に3ヶ月以上入院中である

(5) 障害年金

窓口：市役所市民課窓口係/大和高田年金事務所

○障害基礎年金

- ◆対象 国民年金加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間）に初診日のある病気やケガで、障害認定日（初診日から1年6月経過した日または、傷病状態が固定した日）に国民年金の障害等級（1級・2級）に該当する方。なお、保険料の納付要件を満たしている必要があります。

20歳になる前に初診がある場合は以下のとおりです。

- ①初診日から1年6月経過した日が20歳到達前の場合は、20歳到達日に障害等級（1級・2級）に該当する方。
 - ②障害認定日が20歳到達日後のときは障害認定日に、障害等級（1級・2級）に該当する方。
- なお、保険料の納付要件は問われません。

障害者手帳の等級と年金の障害等級では判断基準が異なります。障害者手帳の交付を受けても年金の障害程度に該当するとは限りません。ほかの年金との調整がある場合やその他例外規定もあります。障害年金については、年金の窓口にご相談ください。

○障害厚生年金

初診日が厚生年金加入中の場合、障害基礎年金1級・2級に該当すると基礎年金に厚生年金が上乘せされます。2級に該当しない場合でも3級の障害厚生年金や障害手当金（一時金）が支給される場合があります。

(6) 心身障害者扶養共済制度

窓口：市役所福祉課障害福祉係

心身障害者の保護者が加入し、加入者の死亡等の場合には、障害者に対して年金が支給されます。

◆加入条件

- ・加入者の年齢は加入時で65歳未満であること。
- ・加入者が知的障害者・児、身体障害者・児またはその他の障害が前記の者と同程度と認められる者を扶養していること。

7. 税金の優遇制度等

(1) 所得税・住民税の控除

窓口：葛城税務署／市役所税務課市民税係

障害のある方や障害のある方を扶養されている方は、確定申告や給与所得者の場合は勤務先で手続きすることで、所得税・住民税の算定において障害者控除を受けることができます。

(2) 相続税の控除

窓口：葛城税務署

障害のある方が、相続や遺贈により財産を取得した場合、相続税の控除を受けることができます。

◆お問合せ 葛城税務署 TEL 0745-22-2721

(3) (軽)自動車税(種別割・環境性能割)の減免

窓口：軽自動車税(種別割)のみ 市役所税務課庶務係

それ以外 奈良県自動車税事務所／中南和県税事務所高田窓口センター

一定の障害があり、条件を満たす場合、申請することで(軽)自動車税(種別割・環境性能割)が減免されます。減免できるのは、障害のある方1人について1台(普通自動車・軽自動車等含む)です。

◆対象となる障害の区分

障害区分		障害者本人が運転	生計同一の家族が運転
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級	1級～4級
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級
	平衡機能障害	3級	3級
	音声機能障害	3級(咽頭摘出による場合のみ)	
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
		移動機能	1級～3級
	心臓機能障害	1級・3級	1級・3級
	じん臓機能障害	1級・3級	1級・3級
	呼吸器機能障害	1級・3級	1級・3級
	ぼうこう又は直腸機能障害	1級・3級	1級・3級
	小腸機能障害	1級・3級	1級・3級
	免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
	肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級
療育手帳(知的障害)		A1・A2	
精神障害者保健福祉手帳		1級 かつ 自立支援医療受給者証(精神通院)を受けていること	

◆減免対象となる自動車

- ・障害のある方が自ら運転する自動車
- ・障害のある方と生計を一にする方(もしくは常時介護する方)が運転し、専ら障害のある方のため(通学、通院、通所、生業等)に継続的に使用される自動車(常時介護の場合には更に条件)

※自家用自動車に限られます(営業用自動車は減免不可)

◆減免対象自動車の所有者（名義人）

障害のある方本人が所有者（名義人）である必要があります。

※所有権留保（割賦販売／ローン）の車の場合、自動車車検証の使用者欄に障害者本人の登録があれば可。

ただし、障害のある方本人が次の場合、「障害のある方と生計を一にする方」が名義人でも可。

- ・身体障害者手帳を交付された方で18歳未満の方
- ・療育手帳を交付された方
- ・精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）を交付された方

◆申請に必要なもの（減免の申請）

- ・身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証（精神通院）
- ・運転者の運転免許証（写しの場合は表・裏）
- ・自動車検査証 ※電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」も併せて必要となります
- ・生計同一証明書（発行後1ヶ月以内のもの、障害のある方本人が運転する場合は不要）
- ・納税義務者のマイナンバー（個人番号）がわかるもの

◆お問合せ 奈良県自動車税事務所 TEL 0743-51-0081
中南和県税事務所高田窓口センター TEL 0745-51-8100

(4) (軽)自動車税減免のための生計同一証明書 窓口：市役所福祉課障害福祉係

(軽)自動車税（種別割・環境性能割）の減免申請に関して、障害のある本人以外（家族等）が車を運転する場合は、生計同一証明書が必要になります。

◆条件

- ・障害のある方と運転者（及び所有者）が住民票において、同一の住所であること
（同一住所でない場合は、生計を一にする者であることの証明（下記⑥）が必要）
- ・自動車の使用目的が専ら障害のある方の通院、通学、通所、生業等のためであること
- ・18歳以上の身体障害者については、障害者本人が自動車の所有者であること

◆申請に必要なもの

- ①障害者手帳（身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳）
- ②運転者の運転免許証（持参できない場合は両面の写し）
- ③通学・通院・入院・通所入所・生業を証する書類
通院証明書（3か月以内の領収書・予約券など）、通学証明書、通所証明書など
- ④車種、排気量がわかるような書類（自動車検査証など。新車の場合はカタログ等）
- ⑤認め印
- ⑥障害者と運転者が異なる住所の場合、民生委員による証明書、または健康保険、所得税、住民税における扶養関係等により生計を一にしていることを示す書類

(5) 事業税の控除 窓口：中南和県税事務所

重度の視覚障害のある方（失明者または両眼の視力が0.06以下の者）が行うあんま、はり、きゅう、その他医業に類する事業について事業税が非課税になります。

詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

◆お問合せ 中南和県税事務所 TEL 0744-48-3000

(6) バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額

窓口：市役所税務課資産税係

バリアフリー改修工事を行った住宅に対して固定資産税が減額される場合があります。

◆住宅の要件

- ・新築から10年以上経過した住宅（賃貸住宅は除く。）であること
- ・当該占有部分の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること
- ・併用住宅は居宅部分の割合が2分の1以上であること

◆改修工事の要件

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間、自己負担額が1戸当たり50万円以上であること

◆居住要件

以下のいずれかの方が居住していること

- （1）65歳以上の方（改修工事完了の年に65歳になる方も含む。）
- （2）介護保険において、要介護認定、要支援認定を受けている方
- （3）障がい者の方

(7) 保育所保育料の減額

窓口：市役所子育て推進課保育係

保育所の保育料が減額される場合があります。

◆対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方が属する世帯
ただし、保護者等の市民税所得割課税額の合計が77,100円以下の世帯に限られます。

8. 公共料金の割引等

(1) 鉄道運賃の割引

窓口：鉄道事業者

◆対象 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者

◆内容 各鉄道事業者により異なります。詳細は各事業者にお問い合わせください。

J R・近鉄の割引概要

※「旅客運賃減額」欄に「第1種」「第2種」の表示があるもの

近鉄については、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみ、2027年3月31日までの間「障害等級」欄に「1級」「2級」「3級」の表示がある場合でも割引が適用されます。

○1級の手帳の場合 下記表 第1種「介護付用」の手帳と同様

○2・3級の手帳の場合 下記表 第2種「単独用」の手帳と同様

詳細や他鉄道事業者については各事業者にお問い合わせください。

◆利用方法 乗車券等を購入する際、窓口で手帳を提示等。

○第1種「介護付用」の手帳の場合

- ・手帳所持者が一人で乗車する場合は片道100kmを超える区間の普通乗車券が5割引
- ・手帳所持者が介護者とともに乗車する場合は、距離に関係なく本人と介護者（一人まで）の普通乗車券、回数券、急行券（特急急行券除く）、定期券（大人のみ）が5割引

○第2種「単独用」の手帳の場合

- ・片道100kmを超える区間の普通乗車券が5割引
- ・12歳未満の手帳所持者が介護者とともに定期券で乗車する場合、介護者（一人まで）の定期券のみ5割引

(2) バス運賃の割引

窓口：バス事業者

◆対象

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（顔写真が貼付された手帳に限る）の所持者

◆内容 各バス事業者により内容が異なります。詳細は各事業者にお問い合わせください。

奈良交通（株）バスの場合

◆利用方法

運賃を支払う際や回数券等を購入する等の際に手帳を提示等。

○第1種「介護付用」の手帳か精神障害者保健福祉手帳1級の場合

- ・普通旅客運賃（現金、回数券等）が5割引、定期券が3割引
- ・手帳所持者と共に乗車する介護者（一人まで）についても同様の割引あり

○第2種「単独用」の手帳か精神障害者保健福祉手帳2・3級の場合

- ・普通旅客運賃（現金、回数券等）が5割引、定期券が3割引
- ・小学生以下の年齢の手帳所持者が定期券を使用する場合、共に乗車する介護者（一人まで）についても割引あり

(3) 航空運賃（国内線）の割引

窓口：各航空会社

◆対象 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者

本人及び介護者（1名）とも割引されます。

※割引制度は各航空会社により異なります。詳細は各航空会社にお問い合わせください。

(4) 有料道路料金の割引

窓口：市役所福祉課障害福祉係

有料道路料金が通常の半額に割り引かれます。

※乗合タクシー、デマンドタクシー、軽トラック、営業用自動車等は対象外。

◆対象 ○障害のある方本人が運転する場合

・身体障害者手帳の交付を受けている方

○障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合

・第1種の身体障害者手帳または療育手帳の所持者

◆申請に必要なもの

項 目	必要書類等
ETC を利用（登録）しない場合	・身体障害者手帳又は療育手帳 ・運転免許証（※）（第2種の手帳所持者のみ） ・自動車を指定（登録）する場合は自動車検査証又は軽自動車届出済証
ETC を利用（登録）する場合	・身体障害者手帳又は療育手帳 ・運転免許証（※）（第2種の手帳所持者のみ） ・自動車検査証又は軽自動車届出済証 ・ETC カード（障害者本人名義のもの、障害者が未成年で第1種の手帳の場合、親権者の名義でも可） ・ETC 車載器管理番号が確認できるもの （ETC 車載器セットアップ申込書。証明書等）

（※）運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）の提示も可能です。

マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショット又は印刷も可）を提示してください。

◆ETC利用を登録できる車

・登録できる(軽)自動車は障害者1人につき1台です。

・自動車検査証等の所有者欄に障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等の（個人名義）のあるもの。ただし、割賦購入（ローン）等の場合は、自動車検査証等の使用者欄に本人などの個人名が記載されている場合は対象となります。

◆利用方法（割引登録後）

自動車の登録をした場合→登録したETCカード・車載器でETCレーンを無線通行

自動車の登録をしなかった場合や登録した自動車以外の自動車利用→料金所にて係員に手帳を提示

※登録した自動車以外でのご利用には一定の要件があります。

◆有効期限

割引制度には有効期限があります。期限は手帳に記載されます。

更新手続きは、割引有効期限の2ヶ月前からできます。（手続きに必要なものは新規と同じ）

※割引申請をオンラインで行うことができます。

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

◆お問合せ先

NEXC O西日本お客さまセンター 0120-924-863(フリーダイヤル) 06-6876-9031

(5) タクシー運賃の割引

窓口：市役所福祉課障害福祉係

ア. 奈良県タクシー協会

奈良県タクシー協会所属のタクシーを使用する場合に運賃が1割引されます。

対 象 者：身体障害者手帳 及び 療育手帳 所持者

利用方法：タクシーを使用する場合に障害者手帳・療育手帳を提示

※一部のタクシーで利用できない場合があります。詳細は各事業者にお問い合わせください。

イ. 御所市福祉タクシー利用券（年間1冊48枚綴り）

御所市と提携しているタクシーを使用する場合に運賃から基本料金（初乗り運賃）が割引されます。

対 象 者：身体障害者手帳1・2級 及び 療育手帳A1・A2所持者

利用方法：運賃を支払う際、障害者手帳を提示し、「御所市の福祉タクシー利用券」1枚を渡し、基本料金を差し引いた金額をお支払いください。

※利用券は、申請により1人につき年間1冊（48枚綴り）の交付となります。

有効期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間。毎年4月からの再申請が必要。

[タクシー利用券受取方法]

福祉課窓口 に印かん と身体障害者手帳または療育手帳を持参

※代理人申請の場合は代理人の本人確認が必要です。

郵便での申請を希望される場合は市役所福祉課障害福祉係にご連絡ください。申請書類をお送りしますので、返信用切手460円分（郵便料金＋簡易書留）を同封し、郵送してください。

(6) NHK放送受信料の減免

窓口：市役所福祉課障害福祉係

◆対象・条件

全額免除	世帯に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付された方がいて、世帯全員が市民税非課税となっている場合。
半額免除	次のいずれかの方が、世帯主かつ受信契約者の場合 ・身体障害者手帳の 視覚障害 もしくは 聴力障害 の方 ・身体障害者手帳1級または2級の方 ・療育手帳 A1 または A2 の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方

◆申請に必要なもの

・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・印かん

※全額免除申請において世帯の中に最近市外から住民票を移した方がいる場合、非課税証明書が必要になる場合があります。

◆お問合せ

NHK ナビダイヤル TEL 0570-077-077 (FAX 03-5453-4000)

(7) 携帯電話料金の割引

窓口：各携帯電話のサービス店

携帯電話の使用料等が割引かれる場合があります。詳しくは携帯電話のサービス店でお問合せください。

◆対象 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者

(8) NTT 番号案内の無料取り扱い**窓口：NTT 支店または営業所**

NTT 番号案内サービスを無料で受けられます（ふれあい案内）。事前に NTT での登録が必要です。

- ◆対象
- ・身体障害者手帳を交付された方で次の内容の障害をお持ちの方
視覚障害 1 級～6 級 肢体不自由（下肢機能障害を除く）1 級・2 級
 - ・療育手帳を交付された方
 - ・精神障害者保健福祉手帳を交付された方
- ◆お問合せ NTT（ふれあい案内）お問合せ番号
電話番号 0120-104174

(9) 点字郵便物などの無料扱い**窓口：郵便局**

点字の郵便物など郵便料が無料になる場合があります。詳細は郵便局でお問合せください。

9. 耳や目の不自由な方のためのコミュニケーション支援等

＜聴覚等＞

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

窓口：市役所福祉課障害福祉係

手話又は要約筆記による意思疎通が必要な方で公的機関や医療機関での手続など社会生活上、手話通訳が必要なときに派遣します。費用は無料です。 ※土日祝や夜間でも派遣できる場合があります。

◆申し込み方法 必要な日の7日前までに市役所福祉課障害福祉係にFAX等でご連絡ください。

FAX 0745-62-3022

(2) 聴導犬の貸与

窓口：市役所福祉課障害福祉係

重度の聴覚障害のある方に聴導犬を貸与します。（実施主体は奈良県）貸与数が限られており条件をもとに適否が決定されます。申請できる時期も限られています。（例年5月6月頃）

◆条件 身体障害者手帳で聴覚障害2級・18歳以上で県内に1年以上在住・就労等社会活動への参加促進に効果が認められる・所定の訓練を受け、適切な管理を行える・障害者支援施設などの施設に入所していない・賃貸住宅などに居住している場合、家屋の所有者・管理者から飼育の承諾を得られる

(3) メール110番・FAX110番 [事件・事故]

窓口：奈良県警

電話を使えない方（聴覚や言語に不自由がある等）のため、警察に電子メールやFAXで緊急通報できる制度です。（奈良県内の事件・事故に限られます）詳しくは奈良県警にお問合せください。

★メール110番：電子メールで奈良県警に緊急通報できます。

メールアドレス 110@police.pref.nara.jp

★FAX110番：FAXで奈良県警に緊急通報できます。 FAX 0742-27-1110

※緊急でない場合の相談FAXもあります。 FAX 0742-24-0874

◆お問合せ 奈良県警察本部 生活安全部 通信指令課 企画管理係 〒630-8213 奈良市登大路町80

TEL 0742-23-0110 FAX 0742-27-1110

(4) NET119・FAX119番 [救急・火災]

窓口：奈良県広域消防組合

電話を使えない方（聴覚や言語に不自由がある等）のため、消防に電子メールやFAXで緊急通報できる制度です。詳しくは消防組合にお問合せください。

★NET119：電子メールで奈良県広域消防組合に緊急通報できます。 [事前に登録が必要]

※申込用紙は市役所福祉課障害福祉係にあります。

★FAX119番：FAXで奈良県広域消防組合に緊急通報できます。 FAX 119（局番なし）

所定の通報用紙（奈良県広域消防組合HPよりダウンロードしてください。）を送信。

※橿原市・大和高田市・御所市・高取町・明日香村で利用可能。

◆お問合せ 奈良県広域消防組合 警防部 通信指令課 〒630-8416 橿原市慈明寺町149-3

TEL 0744-26-0115 FAX 0744-46-9175

<視覚>

(5) 声の広報

窓口：市役所福祉課障害福祉係

視覚障害のある方に、広報「ごせ」を朗読した CD を郵送します。
ボランティアグループ「ほたる」が実施している活動です。

(6) 中途失明者等生活訓練事業

窓口：市役所福祉課障害福祉係

中途失明など視覚に重度の障害のある方（1 級・2 級が目安）で在宅の方を対象に、指導員を自宅に派遣し、歩行、コミュニケーション、生活器具の使い方、点字・パソコンの使い方などの訓練（数回に分け 2～3 時間）を行います。派遣費用は県が負担しますが、例えば、歩行訓練であればご自身の交通費・休憩飲食代等は必要です。また訓練に使う道具（パソコン等）はご用意ください。実施主体は奈良県で、申請できる時期が限られています。（例年 4 月～6 月頃）

(7) 盲導犬の貸与

窓口：市役所福祉課障害福祉係

重度の視覚障害のある方に盲導犬を貸与します（実施主体は奈良県）。貸与数が限られており、条件をもとに適否が決定されます。申請できる時期も限られています。

- ◆条件 身体障害者手帳で視覚障害 1 級・18 歳以上で県内に 1 年以上在住・就労等社会活動への参加促進に効果が認められる・所定の訓練を受け、適切な管理を行える・障害者支援施設などの施設に入所していない・賃貸住宅などに居住している場合、家屋の所有者・管理者から飼育の承諾を得られる

(8) 点字図書の給付

窓口：市役所福祉課障害福祉係

身体障害者手帳を視覚障害で交付され情報入手を点字で行っている方に点字図書を給付します。
給付には条件があり、自己負担もあります。事前の申請が必要です。

(9) 即時情報ネットワーク事業

窓口：奈良県視覚障害者福祉センター

視覚障害のある方の社会参加を促進するため、新聞などによる最新の情報をインターネットメールを用い、点字情報で発信しています。詳しくは奈良県視覚障害者福祉センターにお問合せください。

◆お問合せ

奈良県視覚障害者福祉センター 橿原市大久保町 320-11 奈良県社会福祉総合センター3 階

TEL 0744-29-0123 FAX 0744-29-0127

10. その他

(1) 消防への情報提供

窓口：市役所福祉課障害福祉係・奈良県広域消防組合

火災などの緊急時に重度身体障害者の救助等を迅速に行うため、住所など身体障害者手帳の情報を御所市から奈良県広域消防組合に提供します。（奈良県広域消防組合から御所市への情報提供依頼によるものです。提供されて個人情報火災など災害発生時のみ活用されます。）

情報提供を求めない・拒否する場合は福祉課にご連絡ください。連絡のない場合、了承をいただいたものとして情報提供を行います。

◆対象 身体障害者手帳の総合等級が1級・2級で、かつ下記の部位に障害のある方

「視覚、聴覚、肢体不自由（体幹、上肢、下肢、移動）」

◆個人情報の内容 住所・氏名・性別・生年月日

(2) 駐車禁止除外指定車標章の交付

窓口：高田警察署御所警察庁舎

障害のある方が乗車している車に県公安委員会が交付する標章を掲示しておく、駐車禁止規制等の適用が除外されます。

※標章を掲示していても駐車場所・方法によっては駐車違反となる場合があります。警察署にて詳細をご確認の上、正しくご利用ください。

障害種別	障害程度	手続に必要なもの
視覚障害	1級～4級の1	・障害者手帳 (身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか) ・運転免許証 ・車検証 ・印かん ・理由書及び委任状 (同居の家族以外の第三者が申請する場合) ※他に必要なものがある場合がありますので、事前に警察署に問い合わせてください。
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
上肢機能障害	1級・2級の1・2級の2	
下肢機能障害	1級～4級	
体幹機能障害	1級～3級	
脳原性上肢機能障害	1級・2級（一上肢のみの運動機能障害を除く）	
脳原性移動機能障害	1級～4級	
内部機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸）	1級・3級	
免疫機能障害	1級～3級	
肝臓機能障害	1級～3級	
知的障害	A1・A2	
精神障害	1級	

◆お問合せ 高田警察署御所警察庁舎 TEL 0745-63-0110

(3) 車椅子の貸出

窓口：市役所福祉課障害福祉係／御所市社会福祉協議会

車椅子の短期間（1週間以内）の無料貸出サービスです。

御所市社会福祉協議会では事前予約可能。（台数は限られています。）

◆対象 市内にお住まいの方

◆必要なもの 窓口に来られる人の身元確認書類

(4) 奈良県おもいやり駐車場制度

窓口：奈良県福祉医療部地域福祉課

車いす使用者や高齢者など移動に配慮が必要な方のための駐車場を整備し、県に登録された施設（駐車区域設置施設）に優先して利用できます。「車いす優先駐車区画」と「ゆずりあい駐車区画」の2種類があります。利用者には利用証を交付されます。

※駐車区域施設には公的施設・スーパーマーケット・コンビニエンスストア・金融機関等があります。詳しくは県のホームページ(<http://www.pref.nara.jp/40899.htm>)をご覧ください。

障害種別	ゆずりあい駐車 区画交付要件	車いす優先 交付要件	手続に必要なもの
視覚障害	1級～4級	—	・申請書 ・障害者手帳 (身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか) ・印かん ・本人確認書 ※他に必要なものがある場合がありますので、事前に地域福祉課に問い合わせてください。
聴覚障害	2級・3級	—	
平衡機能障害	3級・5級	—	
上肢機能障害	1級・2級	—	
下肢機能障害	1級～6級	1級・2級	
体幹機能障害	1級～3級・5級	1級・2級	
脳原性上肢機能障害	1級・2級	—	
脳原性移動機能障害	1級～6級	1級・2級	
内部機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓）	1級～4級	—	
知的障害	A1・A2	—	
精神障害	1級	—	

◆**申込方法** 所定の申請書に必要事項を記入し、確認書類を添えて県地域福祉課に提出

※申請書は福祉課ありますが、県のホームページ(<http://www.pref.nara.jp/40899.htm>)からダウンロードすることもできます。

◆**申請場所** 県庁地域福祉課・中和福祉事務所・吉野福祉事務所

◆**お問合せ** 奈良県福祉医療部地域福祉課 地域福祉推進係（TEL 0742-27-8503）

(5) 自動車改造費の助成

窓口：市役所福祉課障害福祉係

自動車の操向装置や駆動装置などを身体障害者用に改造した経費を助成します。（限度額10万円）所得制限があります、

◆**対象**（次のいずれにも該当する方）

- ・身体障害者手帳を上肢、下肢、体幹の1級・2級で交付されている
- ・自動車運転免許を有している（免許証に改造条件が記載されているもの）

※自ら所有し運転する自動車の操向装置や駆動装置等の一部改造に限ります。

※改造を完了した日から6ヶ月以内に申請した場合に限ります。

(6) 成年後見制度

窓口：奈良地方裁判所葛城支部（法定後見の申立て）

知的障害、精神障害・認知症などにより判断能力が不十分で、財産管理や施設への入退所などの契約、遺産分割などの法律行為を行うことが困難の方のため、法的な手続を経て選任された方が代わりに財産管理や契約などを行う制度です。法定後見制度は家庭裁判所に申し立てます。（要費用）

【身寄りがいないなどの理由で申立てができない場合は市の窓口にご相談ください。】

65歳以上の方：高齢対策課高齢対策係

障害のある方：福祉課障害福祉係

(7) 介助犬の貸与

窓口：市役所福祉課障害福祉係

肢体不自由により日常生活に著しい支障のある方に介助犬を貸与します。（実施主体は奈良県）
貸与数が限られており条件をもとに適否が決定されます。

申請できる時期も限られています。（例年５月・６月頃）

- ◆条件・身体障害者手帳で肢体不自由の１級または２級。 ・１８歳以上で県内に１年以上在住。
・就労等社会活動への参加促進に効果が認められる・所定の訓練を受け、適切な管理を行える。
・障害者支援施設などの施設に入所していない
・賃貸住宅などに居住している場合家屋の所有者、管理者から飼育の承諾を得られる。

(8) 郵便等による不在者投票

窓口：御所市選挙管理委員会事務局

身体に重度の障害のある方が自宅で郵便等による不在者投票をするための制度です。

◆対象

障害区別	障害程度
両下肢・体幹、移動	１級・２級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	１級・３級
免疫、肝臓	１級・２級・３級

※郵便等投票証明書を持っている人で、上肢もしくは視覚の障害の程度が１級の方は、代理記載制度があります。

(9) 障害者福祉に関する自主団体

御所市内を主な活動範囲として障害者福祉に関わる活動を行っている自主団体です。詳しくは、各団体にお問合せください。連絡先は福祉課障害福祉係にてご案内します

（御所市役所の所属機関ではありません。）

団体名	活動内容
御所市身体障害者福祉協会	身体障害のある方の団体です
御所市聴覚障害者協会	聴覚障害のある方の団体です
御所市手をつなぐ育成会	知的障害のある方の団体です。
精神障害者家族会	精神障害のある方の家族の団体です。
手話サークル「むつの会」	手話のボランティア団体です。
ボランティアグループ「はたる」	目の不自由な方のために広報等を録音して送るボランティア団体です。

(10) 災害時

警報発令時、市役所内に災害対策本部が設置されます。避難場所等、不明な際は災害対策本部へお問い合わせください。 災害対策本部 TEL ０７４５－６２－３００１

(11) ヘルプマーク

窓口：市役所福祉課障害福祉係

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など『外見から分からなくても配慮や援助を必要としている方』が身に着けることで配慮等を必要としていることを示すものです。ヘルプマークを必要とする方一人につき一枚の申込書が必要です。申し込み窓口は、御所市役所福祉課・高齢対策課、御所市社会福祉協議会で行っています。



障害区分別該当施策一覧表

[illegible]